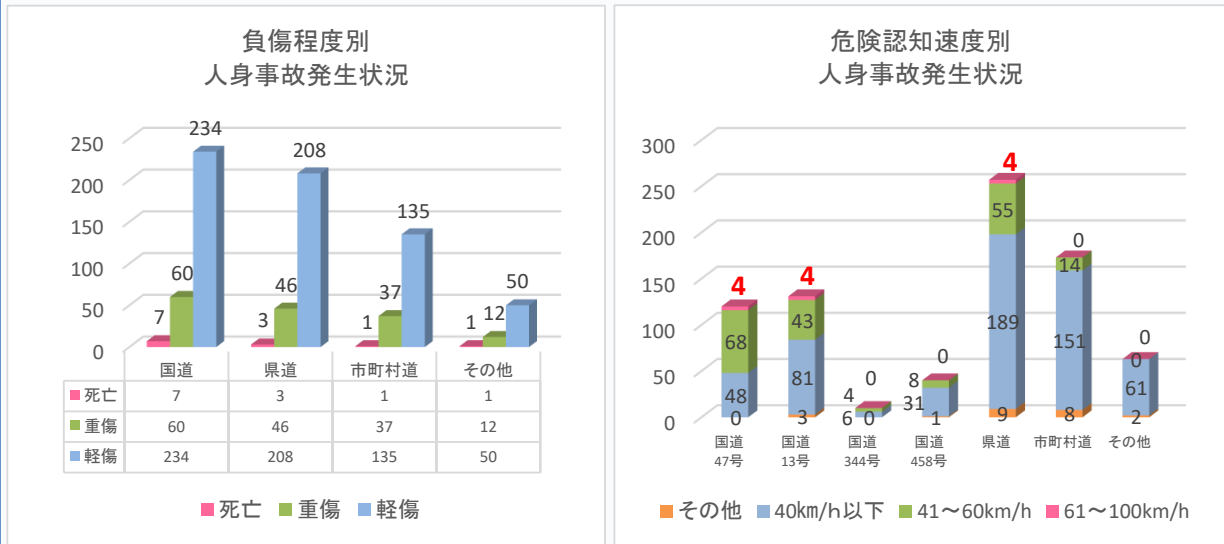


速度等取締り指針 新庄警察署

新庄警察署の速度等取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道47号	7:00 ~ 18:00	管内全域	法定・50・40km/h
国道13号	7:00 ~ 18:00	管内全域	法定・50・40km/h

新庄警察署の交通事故実態(過去5年間)



- 人身事故の発生は全路線で794件、うち国道での発生は301件と全体の約4割を占める。中でも国道47号で120件、国道13号で131件と、国道で発生した事故の8割以上を占めている。
- 死亡事故は12件発生し、国道では7件、うち5件は国道47号で発生している。重傷事故は155件発生し、国道では60件、うち29件は国道47号で発生しており、国道における重傷事故の約半数を占めている。
- **法定速度を超える高速度での事故は12件発生し、国道47号が4件、国道13号が4件と約7割を占める。**
- 日中の発生が多く、中でも帰社・帰宅時間帯である午後5時台が83件と事故発生が最多、次いで出勤・通学時間帯である午前7時台の事故発生が67件となっている。
- 以上の状況から、国道47号・13号を重点とした出勤・通学時間帯及び薄暮時間帯における速度取締りの推進並びにパトカーによるレッド走行や車載マイクでの声掛け、駐留監視等の「見せる聞かせるパトロール」をバランス良く実施し、効果の即効性・持続性を図り、交通事故を抑止する必要がある。

【令和5年の交通事故の特徴】

- 交通死亡事故が2件発生(いずれも最上町の国道47号)
- 幹線道路での発生が約7割(うち国道47号・13号で約4割発生)
- 午前7時から午後6時までの発生が約8割
- 安全運転義務違反(前方不注意等)によるものが約4割

	人身事故	死者数	負傷者	物件事故
R5.12末	129	2	162	1210
R4.12末	164	4	189	1359
前年比	-35	-2	-27	-149

その他の交通取締り要点等

- 重点路線以外においても、速度超過、横断歩行者妨害、信号無視、一時不停止、携帯電話使用等の違反取締り、自転車利用者に対する指導を強化し、交通事故抑止を図る。
- 飲酒運転、無免許運転、妨害運転等の悪質性・危険性・迷惑性の高い違反の取締りを強化する。
- 交通関係機関・団体と連携した「交通安全ありがとう運動」並びに「夜光反射材貼付活動」の普及、促進による横断歩行者保護意識の更なる浸透など、広報啓発活動を推進する。